

1 教育方針・教育目標

学校教育法の目標と本校生徒の実態を踏まえ、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと、社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め専門的な知識技術及び技能を習得させること、個性の確立に努めるとともに社会について広く深い理解と健全な批判力を養い社会の発展に寄与する態度を養うことを目指しています。

この方針に基づき、学校教育目標として、「文武両道のもと、自己調整力とじりつ的態度を醸成し、確かな知識を基盤とする豊かな創造力に満ちた人材を育成する。」を掲げています。

さらに、重点目標の一つとして、「生徒の全人的成長を促す部活動、特別活動の充実」を掲げ、部活動の充実に取り組んでいます。

2 部活動の基本方針

(1) 適切な指導と体罰等の根絶

科学的なトレーニングや合理的な指導方法の理解に努め、試合期とオフシーズンの練習の切り替え等に留意した指導方法を心掛ける。生徒の自主性・自律性を尊重した指導を目指し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 適切な活動時間

各部活動の特性等に応じて、効率的な指導を行うための練習時間、定期試験前など学業への配慮、休養日を設定する。練習時間や休養日の設定は「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（千葉県教育庁教育振興部体育科平成30年6月改訂）※に準ずる。

※ 平日の練習時間は2時間程度とし、土日を含む学校休業日の練習時間は3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

(3) 事故防止

日々の安全指導、施設・設備の点検、生徒の健康状態を把握し、事故防止に努める。

(4) その他

地域・保護者への理解・協力が得られるよう、活動内容を周知する等、連携に努める。